

報告第3号

令和4年度亀岡市水道事業会計予算の 繰越しについて

令和4年度亀岡市水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度へ繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

令和4年度亀岡市水道事業会計予算繰越計算書

別紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設拡張 事業	円 145,218,000	円 43,900,000	円 101,318,000	円 101,300,000		円 18,000	円	入札不調に伴う調整に不測の日数を要したため	
		施設改良 事業	円 412,016,000	円 114,190,000	円 297,826,000	円 125,900,000	円 67,900,000	円 104,026,000	円	関係者との調整に不測の日数を要したため	